(稲吉地区)第2種低層住居専用地域における建築可能な用途

.....建てられる建築物 法令 用途 第1号 住宅(一戸建ての専用住宅) 第1号 事務所 第2号 店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、 令 第3号 第 貸本屋など 1 左記の用途部分の床面積 第 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など 3 用 2 が50㎡以下かつ延床面積 第4号 0 住 (原動機0.75w以下) の1/2未満 条 の 第5号 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下) 築基 学習塾、華道教室、囲碁教室など 第6号 準 法 別 1 第7号 アトリエなど 表 号 第 2 第3号 共同住宅、寄宿舎または下宿 建 築基準 L١ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館など 第4号 法 別 神社、寺院、教会など 第5号 表 第 2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームなど 第6号 ろ 第7号 公衆浴場 診療所 第8号 第9号 巡査派出所、郵便局、支庁、支所、老人福祉センター、児童更生施設など 第1号店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店 用途部分150㎡ 令 以下 (延床面積) 第 第2号 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など 1 3 第3号 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など 0 第2号 2階以下 用途部分50㎡ (原動機0.75w以下) 条 以下 の (延床面積) 5 第4号パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下) の 2 用途部分150㎡ 第5号学習塾、華道教室、囲碁教室など 以下 (延床面積) 第3号 前各号の建築物に付属するもの。建築物付属自動車車庫(1階以下、600㎡以下)